

居宅療養管理指導 大師西薬局 運営規程

第1条 有限会社健友が開設する大師西薬局が実施する指定居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 大師西薬局が実施する指定居宅療養管理指導の従業者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導の実施に当っては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村、地域包括支援センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 大師西薬局

2 所在地 東京都足立区江北六丁目30番20-102号

TEL 03-3856-8756

FAX 03-5647-8387

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 指定居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

薬剤師 5人（常勤 1人、非常勤 4人）

常勤の管理者を1人配置する。

(居宅療養管理指導等の内容)

第6条 医師又は歯科医師の指示による薬学的管理指導計画にもとづき、利用者の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

2 居宅介護支援事業者に対し提供したサービスの内容、居宅サービス計画の作成等に必要な情報について情報提供を行う。

3 利用者又は家族に対して、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法、その他療養生活の向上のための指導・助言を行う。居宅療養管理指導等の内容について文書にて提出する。

4 医師又は歯科医師に対し、居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。

5 提供した居宅療養管理指導等の内容については、記録を行い保存する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 月曜日から木曜日 9:00～18:00
- 2 金曜日 9:00～17:00
- 3 土曜日 9:00～12:00

日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。

(利用料等)

第8条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割、2割又は3割とする。
- 2 居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、

東京都足立区 江北四丁目、江北五丁目、江北六丁目
西新井六丁目、西新井七丁目
谷在家一丁目、谷在家二丁目、谷在家三丁目
鹿浜六丁目、鹿浜七丁目、鹿浜八丁目

とする。

(苦情処理)

第10条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受付窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

- 2 利用者または家族に対する苦情の措置の概要については重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第11条 居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、足立区、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

る。

(その他運営に関する重要事項)

第13条

- 1 従業員の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は大師西薬局が定めるものとする。

付則 この規程は令和6年5月1日施行する。